

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案要

綱

第一 所要の経過措置を定めること。

(第一条・第二条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)